

事務連絡  
令和4年6月29日

各都道府県教育委員会都道府県立学校担当課  
各都道府県教育委員会市区町村立学校担当課 御中  
各都道府県知事部局学校法人担当課

文部科学省初等中等教育局教育課程課

令和4年度理科教育設備整備費等補助金（設備整備）の  
追加交付決定に向けた需要調査について（照会）

平素より学習指導要領の着実な実施にご尽力いただきありがとうございます。

さて、先日メールにてご連絡しておりますとおり、令和4年度理科教育設備整備費等補助金（設備整備）について、追加の交付決定に向けた需要調査を実施します。

つきましては、追加に補助を希望する貴都道府県内公立学校及び私立学校の需要調査を作成のうえ、以下の送付先までご提出願います。

観察・実験にかかる理科教育設備の充実を図る機会として、ぜひ積極的な活用・計画的な整備をご検討くださいますようお願いいたします。

記

1. 提出物・提出期日

令和4年度事業計画額（追加分）需要調査

令和4年7月25日（月）17時 締切（厳守）

2. 提出方法

Eメールにて、エクセルファイルを提出すること。（郵送不要）

送付先アドレス：[kyozai@mext.go.jp](mailto:kyozai@mext.go.jp)

3. 作成にあたっての留意点

(1)公立学校分、私立学校分に分けて作成すること。なお、都道府県立・市区町村立学校は公立学校分として取りまとめて作成すること。

(2)義務教育学校及び中等教育学校については、前期課程と後期課程に分けて作成す

ること。また、連携型及び併設型の場合は、それぞれ学校種別ごとに作成すること。

(3)様式は変更せず、今回提供する様式を使用すること。

(4)需要調査中「申請の種別」欄については、6月16日付で交付決定を受けた補助事業者の場合は「追加」、交付決定を受けていない補助事業者の場合は「新規」を選択すること。

#### 4. 補助対象経費の算定における留意点

(1)今回補助対象経費として計上するものは、今年度になってから整備する必要が生じたが、何らかの理由により6月16日付で交付決定を受けた事業計画額に含めることができなかつた最重点設備（高等学校においては重点設備）のみとする。

※内定後の（変更）交付申請時には、学校が整備する予定の最重点設備（高等学校においては重点設備）について関係書類（別紙参照）の提出を求めるため、確実に整備をすることを予定しているものを計上すること。

(2)小学校（義務教育学校の前期課程を含む）並びに特別支援学校の小学部については、取得価格が1組1万円未満の設備、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む）並びに特別支援学校の中学部については取得価格が1組2万円未満の設備、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）並びに特別支援学校の高等部については取得価格が1組4万円未満の設備は、補助対象に含まないものとする。

(3)学校ごとの補助対象経費は、交付要綱に定める1校あたりの基準金額を限度とする。

(4)補助対象となる経費は交付決定以降のものに限られるので、整備にあたっては十分注意すること。

(5)事業計画額の2分の1（ただし沖縄県については4分の3）を乗じた額が予算残額を超える場合には、予算残額の範囲内で内定額を定めるものとする。

#### 5. 今後のスケジュール

令和4年 8月初旬	内定（予定）
8月下旬	交付申請書※ 提出期限（予定）
9月中旬	交付決定（予定）

※新規で申請する補助事業者は、様式第1 交付申請書を提出

追加で申請する補助事業者は、様式第5 計画変更承認申請書を提出

**【担当】**

文部科学省初等中等教育局教育課程課 庶務・助成係 宮本、大浦

電話：03-5253-4111（内線：2425）

Eメール：[kyozai@mext.go.jp](mailto:kyozai@mext.go.jp)